

第5期城陽市地域福祉計画（原案）に対するパブリック・コメントへの対応について

	御意見の趣旨	御意見に対する考え方	対応
1	地域福祉計画について、もっと範囲を狭めてはどうか。	<p>社会福祉法において、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を地域福祉計画に盛り込むよう定められています。各分野ごとに市の計画があり、分野ごとの計画においてもパブリック・コメントを実施しております。</p> <p>本計画は、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備などについて定めた「城陽市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者のための保健福祉事業と介護保険について定めた「城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画」、障がい者のための施策をまとめた「城陽市障がい者計画・城陽市障がい福祉計画・城陽市障がい児福祉計画」の上位計画として位置付けていることから、広範囲の内容となっております。</p>	—
2	各地域で討議会を開催されてはどうか。	<p>本計画の策定については、幅広い関係者の参画による計画策定体制とするため、学識経験者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会などの地域福祉関係者、高齢者クラブなどの生きがい・社会参加に関する団体、地元医師会などの保健医療関係者、産業界などの関係者、公募市民などからなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行っております。</p> <p>また、本計画に市民の声を反映させるため、城陽市地域福祉計画策定に関する</p>	—

		るアンケート調査(市民アンケート調査)を実施するとともに、各校区で地域福祉活動をされている校区社協への意見聴取を別途行い、策定期間中、ホームページなどを活用してパブリック・コメントを実施し、市民の意見の反映に努めております。	
3	インクルーシブなどの用語については、まだ広くなじみがないので、用語の説明がある方がよい。	計画の策定にあたっては資料として「用語の説明」を追加し、インクルーシブなどの用語の詳細な説明を行います。	対応
4	福祉全般をとりまとめられて、これを読むと市の福祉全体が分かる計画となっている。基本目標や基本理念に書かれているような市になることを望んでいる。	本計画に掲げる基本目標や基本理念の実現に向け、今後も地域福祉の推進に努めてまいります。	—